

現況届の提出を①

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当

児童扶養手当など各種手当を受けている人は、受給資格や所得状況などを報告する現況届(対象者に郵送)の提出が必要です。提出がない場合は、**8月分以降の手当が受けられなくなります。**期間内の提出を。

《児童扶養手当》

【提出期間】8月3日(月)～8月31日(月)

【対象】父母の離婚などにより父または母と生計をともにできないか、父または母の身体などに一定の障害がある家庭の児童の父または母(父母に代わって児童を養育している人を含む)

※現況届を提出せずに2年を経過すると資格が消失します。

《特別児童扶養手当・障害児福祉手当》

【提出期間】8月11日(木)～9月10日(木)

【対象】◇特別児童扶養手当…精神または身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している父母(父母に代わって児童を養育している人を含む)
◇障害児福祉手当…20歳未満の人で重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする人

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094、FAX62・7957)か西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX77・1800)へ。

現況届の提出を②

特別障害者手当・経過的福祉手当

特別障害者手当は、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に特別の在宅介護を必要とする20歳以上の人に支給される手当です。

特別障害者手当・経過的福祉手当を受けている人(支給停止の人を含む)は、所得状況などを報告する現況届(対象者に郵送)の提出が必要です。提出がない場合は、**8月分以降の手当が受けられなくなります。**期間内の提出を。

【提出期間】8月11日(木)～9月10日(木)

※経過的福祉手当の新規受け付けは行っていません。

▶詳しくは、障害福祉・国民年金課(☎66・1033)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

家族介護支援事業 介護用品の支給

市民税非課税世帯で、介護保険制度の要介護認定4からに該当する高齢者を在宅で介護している場合に、介護用品の購入券を支給。対象者には8月上旬に申請書を郵送。

【申請方法】8月10日(月)～21日(金)に高齢者支援課へ。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1012)へ。

後期高齢者医療保険制度加入者の健康診査

対象者には8月下旬に受診票を郵送。

【実施期間】9月1日(火)～10月31日(土)

【受診場所】市内の実施医療機関

【健診内容】身体計測、尿検査、問診、血圧測定、血液検査、心電図、診察

【対象】75歳以上の後期高齢者医療制度加入者

※障害認定を受けている65歳以上を含む。

※後期高齢者の人間ドックの申込者を除く。

【料金】無料

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

特定健診を受けましょう

対象者には5月下旬に案内済み。

【日時】8月28日(金)・31日(月) 8時30分～11時、13時～14時30分

【場所】保健センター

【内容】身体計測、尿・血液検査、心電図、問診など

【対象】市国民健康保険に加入している40歳以上

【料金】無料

▶詳しくは、健康づくり・地域医療課(☎65・0065)か保険医療課(☎66・1106)へ。

特別弔慰金の請求を

戦後70年にあたり、戦没者の尊い犠牲に対し改めて弔慰の意を表するため、国から戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給されます。期限内の請求を。

【請求期限】平成30年4月2日(月)まで

【受付場所】◇福祉企画課 ◇西支所保健福祉係

◇加佐分室

【対象】平成27年4月1日現在で、公務扶助料や戦没者遺族年金などを受給していた人(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、戦没者の死亡当時の遺族(戦没者の子や兄弟姉妹など)のうち1人(支給順位が上位の人)

【支給額】額面25万円(年5万円で5年間)の記名国債

▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)か西支所保健福祉係(☎77・2253)、加佐分室(☎83・0014)へ。



WEBサイト「舞鶴働く場ガイド」を公開

市雇用対策協議会では、舞鶴市での就職・転職活動に活用していただくため、舞鶴の企業の採用情報や事業内容、企業の特徴など、仕事探しに必要な情報を掲載した「舞鶴働く場ガイド」をWEB上で公開しています。学生(新卒者)向けの情報も多数掲載。

次のいずれかの方法でご覧ください。

【閲覧方法】

- ◇右のコードを読み取る
- ◇「舞鶴働く場ガイド」で検索
- ◇下記URLにアクセス



http://www.maizuru-koyou.org/guide_t

▶詳しくは、市雇用対策協議会事務局(企業立地・雇用促進課内、☎66・1021)へ。

平成25年 台風18号の被災者住宅再建を支援(再建経費の一部を補助)

【対象】市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人

【対象経費】被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

【補助金額】対象経費の3分の1

【補助金の限度額】下表のとおり

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

【その他】申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。報告は来年2月29日(月)まで。

▶詳しくは、住宅・営繕課(☎66・1050)へ。

第3期地球温暖化対策実行計画の実績

市では、地球温暖化の防止に向けて「第3期舞鶴市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の施設から排出する温室効果ガス(二酸化炭素やメタンなど)の削減に取り組んでいます。

平成26年度は、節電の取り組みや省エネ機器の導入による電気使用量の減少などにより、基準年度(平成24年度)と比べ8.4% (2,205ト=二酸化炭素換算。約410世帯の家庭からの年間排出量に相当)の削減となり、目標値の5.9% (1,547ト=二酸化炭素換算)の削減が達成できました。今年度も、引き続き節電対策など積極的に取り組みを進めます。

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。

人権教育DVD・ビデオを貸し出します

子ども・女性の人権から事業所での人権研修向けのものまで、幅広い内容の教材(DVD・ビデオ)を随時貸し出しています(教材リストは市ホームページで閲覧可)。教材視聴のための視聴覚機器の貸し出しも併せて実施(機器のみの貸し出しはしていません)。

貸出期間は3日以内、1回につき3本まで。無料。サークルや町内会など各団体でご利用ください。

【利用方法】事前に電話で社会教育課に貸し出し状況を確認後、所定の用紙(社会教育課に備え付け)で。

▶詳しくは、社会教育課(☎66・1073)へ。

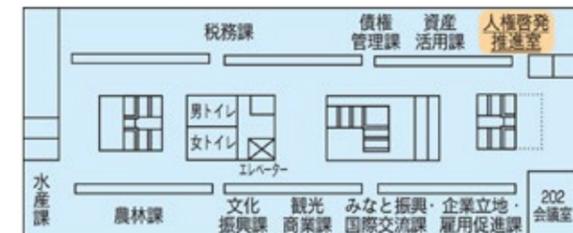
庁舎の改修
人権啓発推進室が本館2階へ

8月10日(月)から、人権啓発推進室が本館1階から本館2階へ移動します。これは、市民の皆さんに市役所をより便利に利用していただくため、庁舎内の窓口職場の配置見直しや改修工事に伴い先行して実施するものです。年内に必要な工事を完了し、新年から新たな配置でリニューアルスタートします。

詳しくは、広報まいつる9月号でお知らせする予定です。ご理解とご協力をお願いします。

※土地開発公社は、西総合会館に移動します。

▶詳しくは、資産活用課(☎66・1045)へ。



▲改修後の位置図【本館2階】

防災行政無線の放送内容を電話で確認
テレホンサービス

防災行政無線(屋外スピーカー)で放送した内容を電話で確認できるテレホンサービスを実施しています。防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合やもう一度確認したいときは、次の番号に電話してください。

【テレホンサービス番号】**62-7400**

【注意事項】

- ◇メッセージに従い操作してください
- ◇最新の放送内容から流れます
- ◇24時間以内に放送した内容(最大20件)を確認可
- ◇通話料がかかります(市内通話料金程度)
- ◇複数回線を整備していますが、混雑時には通話中となる場合があります。

▶詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1089)へ。

